

山岳遭難防止対策に向けた課題の状況について

観光スポーツ部山岳高原観光課

1 登山者の現状把握

(1) 現状の取組

- ・ 県では、県警の山岳遭難統計を基にした「**遭難者の分析**」を中心に、各種取組を実施。
- ・ 登山者の実態把握として、県内主要登山口において**登山者アンケート調査**を実施。
- ・ **登山計画書の届出数及び届出登山者数**を山域別に集計。

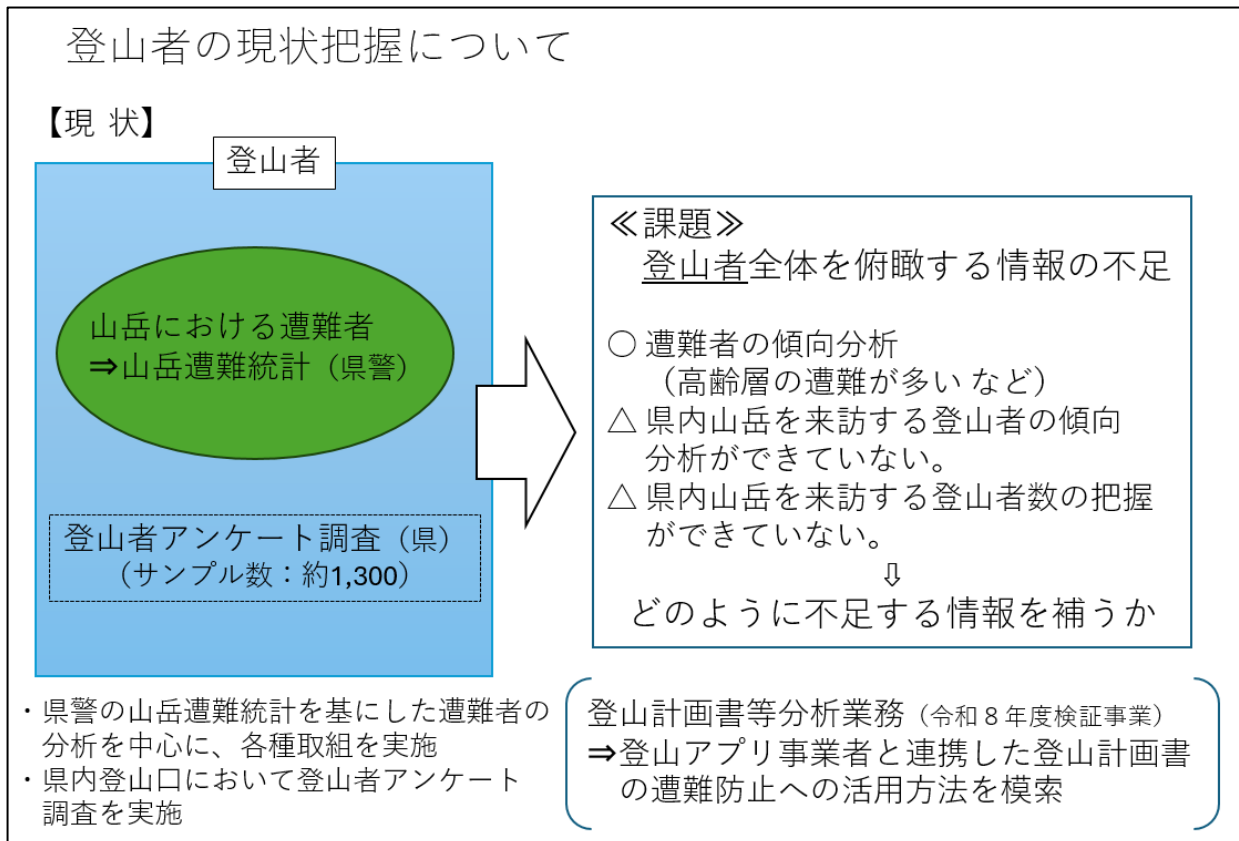
(2) 県の取組における課題

- ・ 県内山岳における山岳遭難者のより詳細な傾向分析等が必要。
- ・ 県内山岳を来訪する**登山者数**の把握が十分にできていない。
- ・ 県内山岳を来訪する**登山者の傾向分析**が十分にできていない。

(3) 今後考えられる対策

- ・ 登山者の実態把握：**登山計画書や登山実績等の分析**による登山者の実態把握（R8 検証事業）
- ・ 登山者数の把握：登山口等における**登山者カウンター**の設置
- ・ アンケート調査：実施方法等の見直し
- ・ 登山計画書：登山者への下山後の振り返り（県へのフィードバック）の依頼 など

【参考】 本県における登山者及び遭難者の傾向把握の取組



2 「登山のデジタル化」と旅マエにおける登山者の学びの促進

(1) 「登山のデジタル化」を取り巻く現状

- 「登山」のWEBコンテンツとしての確立
 - ・登山地図アプリやスマートウォッチの普及により登山のデジタル化が進み、地図読みなどの特別な技術がなくとも誰でも登山が楽しめる環境に変化
 - ・登山専門のSNSやインフルエンサーの増加により、山に関する情報へのアクセスが容易化
- 山域内の不感地帯の解消に向けた民間の取組の拡大（スターリンク等）

(2) 課題

- ・登山の一般化（レジャー化）や未組織登山者の増加に伴う登山の基本的なルールやマナーの備わっていない登山者の増加
- ・登山者の増加による環境負荷の増加
- ・体力不足や技術不足、装備不足（軽装）等に起因した初歩的な山岳遭難の増加とそれによる安易な救助要請の増加
- ・メディアリテラシーの備わっていない登山者が情報の誤った解釈等を行うことに起因した登山者の力量と山の難易度のミスマッチの発生

(3) 今後考えられる対策

- ・「登山のデジタル化」のメリットを最大化し、デメリットを最小化する取組の検討
- ・「登山のデジタル化」の学びの促進への活用：登山経験に乏しい者等をターゲットにした旅マエ（入山前）での登山者の学びの促進の取組（事前学習制の導入）の検討 など

【参考】「登山のデジタル化」の影響

《メリット》 「登山者の裾野の拡大」	《デメリット》 「登山者のルールやマナーの低下」
<ul style="list-style-type: none"> ・山に関する情報の多様化とアクセスの容易化 	<ul style="list-style-type: none"> ・山岳会等の山岳組織に所属しない未組織登山者の増加に伴う学びの機会の減少 ・情報の誤った理解等による登山者の力量と山の難易度のミスマッチの発生
<ul style="list-style-type: none"> ・登山の一般化（レジャー化）の加速による登山者人口の増加（登山の敷居の低下） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の増大
<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ等を介した登山計画書届出の簡便化 	<ul style="list-style-type: none"> ・登山計画書に記載された計画内容が不十分
<ul style="list-style-type: none"> ・不感地帯の解消に伴う遭難時の通報の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・安易な救助要請の増加
<ul style="list-style-type: none"> ・地図アプリに普及による道迷い遭難の減少 ・アプリ等による体調管理の容易化 	<ul style="list-style-type: none"> ・読図など基本的な登山技術の学習機会の喪失

初歩的なミスや知識不足による遭難の増加

3 安全登山啓発（情報発信）

(1) 登山安全条例に基づく取組の状況

- ・ 現行の登山安全条例では**自己責任の原則**を踏まえつつ、登山を安全に楽しむために、**登山者が守るべきルール**等を規定。
- ・ 登山者の責務として、登山が**常に遭難の危険を伴う行動**であること及び登山は**自己の責任において実施**するものであることを認識することを規定。
- ・ このことから、県では安全な登山のための啓発活動の推進として、安全な登山のための情報提供や、信州山のグレーディングの実施、山岳の魅力など**登山者が山岳を安全に楽しむための情報の提供**等を実施してきたところ。

(2) 情報発信に係る取組の課題

- ・ 受け手に一定の登山知識がある前提の啓発が多く、**登山経験が乏しい者**に馴染みにくい。
- ・ 発信が「山岳情報」のチャンネルに限られ、**観光の延長で山岳を訪れる者**に届きにくい。
- ・ 県HPへの掲載や紙媒体による情報発信が多く、「**登山のデジタル化**」に対応した施策が不足。
- ・ **全国や海外に向けた情報発信**の取組が少ない。

(3) 今後考えられる対策

- ・ **観光者向けの情報発信と登山リスクの啓発を融合**し、「登山のデジタル化」に合わせた“**観光客に近い登山者**”にも届く手法への転換
- ・ **旅マエでの登山者の力量と山の難易度のミスマッチの発生抑止に向けた取組の強化**（山のグレーディングを活用した自身の力量等に合った山を検索しやすいアプリ・WEBサイトの導入等）
- ・ 未組織登山者等の増加を受けた登山者への「**学びの機会の提供**」への転換
- ・ 登山者の属性（年齢、性別、国籍、経験等）に応じたきめ細やかな啓発 など

【参考】 本県における情報発信の取組の例

○信州山のグレーディングによる登山者と山のミスマッチの予防

〔対象〕 一定の登山経験がある登山者

○登山ヘルメット着用奨励地域の設定

〔対象〕 一定の経験を積み、滑落のリスクのある岩稜帯等に挑戦する登山者

○安全登山教室等の開催（山岳総合センター）

〔対象〕 高みを目指す初心者を含めた登山者全般 など

取組の前提として・・・

- ・ 受け手（登山者）に一定の登山ルールやマナーが備わっていることが必要（登山者の自主性に期待した取組が多い）
- ・ 県HPや紙による媒体での情報発信が主で、積極的に有益な情報を求める登山者にしか届かない可能性がある

4 安全登山啓発（水際対策）

(1) 山岳遭難防止対策協会との連携による水際対策の取組

- ・ 県内主要登山口における**登山相談所**の設置（登山者への啓発・指導の実施）
- ・ 北アルプスにおける**山岳遭難防止常駐隊**の設置（山岳パトロール、遭難者救助）
- ・ 北アルプスにおける**啓発ゲート**の設置（令和8年度検証事業）

(2) 水際対策に係る取組の課題

- ・ 登山相談所は、登山者が持参した紙面の登山計画書をベースにした啓発や指導が中心だが、「登山のデジタル化」によりネット上に登山情報が溢れていることから、取組が現在の登山者のニーズに合致していない可能性がある。
- ・ 山岳遭難防止常駐隊は、登山中に事前情報との“ギャップ”を感じた登山者や遭難者に対するサポートとしては有効だが、入山後（登山中・旅ナカ）にできる取組には限界がある。
- ・ 基本的な知識や技術が伴わない経験が乏しい登山者が増加する中、水際での取組では基礎的な登山のルールやマナーを1から指導することは困難であり、旅マエでの取組が不可欠。
- ・ 啓発の範囲内の取組であることから、明らかに登山の準備が整っていない登山者等に対しても入山を拒否できない。

(3) 今後考えられる対策

- ・ 登山口や山域内における“明らかに登山の準備等が整っていない者”への対策
（例）登山口に至る場所にある本県で実施可能な登山ゲート等の検討（一部登山口における物理的な登山ゲートの設置や当該取組のデジタル版での実施 等）
- ・ 「登山のデジタル化」に合わせた水際対策のアップデート など

【参考】本県における水際対策の取組と課題

○登山相談所（県内登山口における啓発・指導の実施）

《設置の目的》

登山者に必要な登山指導や情報提供を実施し、登山のリスクを軽減

⇒無謀な登山を防ぐ
「最後の砦」としての役割

不一致



《登山者のニーズ》

ネット上に登山情報は溢れているため、登山口での指導や求めている情報提供は不要

⇒登山口にいる時点では登山に不安を抱えていない。

○山岳遭難防止常駐隊（県内山域における防止対策等の実施）

《設置の目的》

- ・ 山岳パトロール等による遭難予備軍の発見と対応
- ・ 県警の協力要請に基づく遭難者の救助活動

一致



《登山者のニーズ》

入山後に事前の登山情報に不足を感じ、不安解消のため追加の情報を求める。遭難時には早期の救助対応を求める。

《経験の乏しい登山者の増加を受けた課題》

入山後では基礎的な登山のルールやマナーを1から指導することは困難



5 登山計画書の届出と全国の規制・罰則の状況

(1) 登山安全条例における登山者の義務等

- ・登山安全条例において、遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道（指定登山道）を通行する者に登山計画書の届出を義務化（未届けの場合の罰則規定なし）。
- ・登山者の遵守事項として、「山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること」を規定。
- ・登山者の責務として、「登山が常に遭難の危険を伴うものであること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識し、安全な登山に努めること」を規定。
- ・「登山を安全に楽しむための指針（ガイドライン）」を策定。

(2) 課題

- ・登山計画書の届出件数は右肩上がりだが、届出率は100%に達していない。
- ・本来は、登山者が自らの安全登山のために登山計画を策定することが目的であるが、県への“届出”自体が主たる目的となっている可能性がある（計画内容が十分に練られていない）。
- ・冬山においては、バックカントリーの盛んな一部山域が指定登山道に含まれていない。
- ・登山や山岳利用における手続き（誓約）がないため、登山者の責務や遵守事項を守らず、または必要な準備ができていない者でも入山できる。
- ・「登山を安全に楽しむための指針（ガイドライン）」は夏山を前提としており、冬山対策の内容が不十分。

(3) 今後考えられる対策

- ・計画内容の充実に向けた登山計画書の記載内容の見直し
- ・安全登山のための罰則規定の要否の検討
- ・冬山の安全対策等に向けた「登山を安全に楽しむための指針（ガイドライン）」の改定 など

【参考】全国の登山に関わる規制等の取組

	登山に関わる規制等の取組	実施主体
1	登山ゲート等の設置・運営 －弾丸登山や軽装登山を防ぐため、強制力のある物理的な規制を実施（装備確認、夜間の通行規制、使用料・手数料の徴取 など）	山梨県・静岡県（富士山）
	富士山レンジャー等の職員の配置 －登山ゲート（県施設）に利用を拒否する権限を持った県職員を配置	山梨県（富士山）
	事前学習の義務付け －入山前に事前学習を義務付け、登山口で確認	静岡県（富士山）
2	登山計画の事前審査制 －谷川岳岩場地帯、北アルプス劔岳周辺の極めて困難な山岳（整備された登山道は対象外）を登山する場合に登山計画書を事前に提出させて審査	群馬県（谷川岳） 富山県（立山連峰）
3	冬山入山規制 ※努力義務 －谷川岳岩場地帯、北アルプス劔岳周辺で厳冬期の入山を制限	群馬県（谷川岳） 富山県（立山連峰）
4	登山計画書の未届者に対する罰則規定 －登山計画書の未届出者への罰則を規定（罰金・過料3～5万円以下）	岐阜県・石川県・新潟県・群馬県・富山県（北アルプス等）
5	費用負担の設定 －富士山の登山規制にかかる費用の負担として入山料等を徴収	山梨県・静岡県（富士山）
	－自然環境保全等のための協力金制度の運用	妙高市（妙高山） 屋久島町（屋久島）等
	－防災ヘリコプターが遭難救助のために飛行した場合に費用を徴収	埼玉県（県内6山）